

一般社団法人広島家族信託協会 入退会規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人広島家族信託協会（以下、「協会」という。）の会員規約に基づき、協会への入退会に関する手続及び必要な事項を定めることを目的とする。

(入会の手続)

第2条 協会の会員になろうとする者は、協会の定款、会員規約及び入会金及び会費規程（以下、「会費規程」という。）に同意したうえで、本規程に定める書式（様式1）にて入会申込書を作成し、これを理事長に提出しなければならない。

(入会の許可)

第3条 前条による入会の申込みを受けた理事長は、会員規約第2条及び第3条に定める資格を満たし、会員となることを承認した場合は、すみやかに入会の許可を会員になろうとする者に通知しなければならない。

(会員たる資格の取得)

第4条 前条の通知を受け入会を認められた者は、会費規程に従い、入会申込書に記載の入会希望日が属する月の末日までに協会に入会金を納付しなければならない。かかる納付の後、入会希望日をもって会員たる資格を取得する。

(退会)

第5条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、既納の会費については返却しないものとする。

2 退会しようとする会員は、退会の7日前までに、本規程に定める書式（様式2）にて退会届を作成し、これを理事長に対して提出しなければならない。ただし、同様の内容を記載した別の様式の書面または電子メールで退会を届け出ることとも可能とする。

(除名)

第6条 会員は、会員規約第5条に定める手続に従い、除名されることがある。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、前条において除名されたときは、理事長が会員資格の喪失を当該会員に書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

2 前項により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき協会より付与または許諾された一切の権利を喪失する。

(変更)

第8条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

付則

この規程は、令和2年10月1日から実施する。